

令和6年度事業計画

1 基本方針

人口減少、少子高齢化の進展とともに社会全体の労働力不足が顕著に現れており、高齢者のより一層の活躍が期待されています。そのような中、シルバー人材センター（以下「シルバー」または「センター」という。）は、人生100年時代を見据え、地域の高齢者が就業を通じて地域社会に貢献し、高齢者の生きがいや居場所づくりとしての重要な役割を担っており、地域の特色や実情を踏まえた積極的な社会参加の取組みを強化していく必要があります。また、高齢者に対する地域社会の期待に応えるためには、受け皿となるセンターの更なる体制強化と確立が必要不可欠となっています。

したがって、センターに対する就業機会の増加は必然的なものとして見込まれることから、令和6年度においても引き続き会員拡大を核に据えて、女性会員の拡大、企業退職者層への働きかけ、退会抑制、80歳を超えても活躍できる就業環境の整備を推し進めます。

また、増加傾向にある就業機会については、超繁忙期も発生し、就業中の事故増大が懸念されるため、シルバー事業遂行の根幹をなす安全適正就業の確立に努めます。

シルバー事業の2枚看板である「会員拡大」と「就業機会の拡大」については、効率化による経営基盤強化を図る観点から、会員のデジタルリテラシーの向上と合わせたデジタル化を推進します。

なお、本年度は、当センターの大変革期となる、次の8項目の大きな課題、命題を抱えていますので、これら対応を重点的に進め体制の強化と確立を図ります。

①事務所移転

事務所移転については、移転先を流水小学校跡地、移転時期を令和7年2月とし、それまでの間に、移転先施設設備の整備を進め、移転は金・土・日曜日の3日間で実行します。

②OA機器及び業務システムの切替え

レンタルリース5年間の期限を8月に控えているOA機器及び業務システムについては、事務所移転と大きく関わることから、7カ月間の再リースを経た後に機種変更を行います。したがって、本年度内に新機種への切替えを進め、令和7年2月に新事務所に設置、データ移行等を進め、当月中稼働のスケジュールで進めます。

③契約方法の変更

受託事業における契約方法の変更については、11月1日施行のフリーランス新法との関わりがあるが、年度内の変更は複雑かつ煩雑さに、センター、会員及び発注者ともに混乱が予想されることから、令和7年4月1日変更の計画で、システム変更、会員及び発注者への周知啓発と理解の確保に努めます。

④フリーランス新法への対応

フリーランス新法への対応としては、契約方法の変更とも関連するが、11月1日施行に合わせた、政省令・ガイドラインに則った就業条件明示等の確実な履行を図るとともに、履行するうえで最も簡便な方法であるデジタル化を進めます。

⑤設立 20 周年記念事業の準備年度

令和 7 年度で設立 20 周年を迎えることから、本年度中に記念事業実行委員会を立上げ、「町民とのふれあい」をテーマとした記念事業の企画立案と準備を進めます。

⑥派遣事業の業務拡大

高齢法第 39 条に基づく派遣事業の業務拡大については、県知事指定が 5 月に予定されているので、法令遵守及び適正就業を基本に、マッチングの更なる実績向上に努めます。

⑦新しい見積方式への段階的移行

新しい見積方式への移行は、本来の請負の定義である「成果物の完成を約束する契約」を確立するとともに、トラブル回避にもつながることから、先進センターの視察研修を手始めに、見積専門員の設置など研究検討を進め、係る規程等の基盤整備を図ります。

⑧事務局職員体制の再編

職員体制については、マンパワーの確保と段階的年齢構成等を勘案し、安定的かつ継続性の高い体制整備を進めているが、今後及び将来における体制の確立に向けた、新規職員 1 名の採用及び内部人事による常務理事兼事務局長の交代配置を行います。

1 事業実施計画

(1) 会員及び就業機会拡大の推進

ア 会員拡大の推進

(ア) 本年度の会員目標数 321 人（第 3 次中期計画の目標数値）を達成するために、普及啓発事業の強化を図り、効果的な取組みを展開します。

(イ) 会員会費規程に基づいた、入会時期別の会費減額及び免除、夫婦会員会費の減額及び免除、ゴールド会員制度による退会抑制及び就業実績後の会費納入の取扱い等を最大限に活用し、選択肢拡大による門戸を広げた入会環境を提供し会員拡大を図ります。

イ 就業機会拡大の推進

(ア) 町民、企業等に対しての積極的な普及啓発事業を進め、センターの正確な機能性格の理解を得るとともに、地域社会の就業需要を的確に捉えた就業機会の確保に努めます。

(イ) 女性会員の増加傾向を助長するために、女性にとって人気と魅力ある就業機会の拡大に努めます。

(ウ) 就業が特定の会員に偏ることなく、就業機会の平準化による、全体的な就業機会の拡大を図ります。

(2) 安全就業の徹底

ア 令和 6 年度安全適正就業推進計画に基づいた、着実かつ確実な安全就業の実行に努め、安全安心の確保に努めます。特に、KY（危険予知）、KYT（危険予知訓練）を重視した、みんなで意識し声を掛け合い、事故を未然に防ぎ安全を確保する安全就業サイクルの実践に努めます。

イ 安全就業の基礎となる会員の健康管理として、また、派遣事業の要件となる健康診断書提出に対応するため、町の特健診及び長寿健診の受診勧奨を進めます。

(3) 適正就業の推進

- ア 適正就業はセンターの信用信頼に関わる重要な事項なので、会員の働き方の指針である適正就業ガイドラインに沿った業務運営に努め、適正就業かつ安全就業の確保を図ります。
- イ 発注者に対しても適正就業の認識と理解を得るために、適正就業ガイドラインをはじめとする適正就業に関する普及啓発を進め、公益法人としての地域社会の信用信頼の確保に努めます。

(4) デジタル化の推進

- ア デジタル社会の到来を踏まえ、デジタル技術を活用した、情報収集と伝達及び分析機能強化による業務の効率化を図ります。
- イ 会員へのお知らせや就業案内及び配分金等の情報提供のための、会員クラウドサービスやライン公式アカウントの拡充を進めます。併せて、会員のデジタル・リテラシー（適切に理解・解釈・活用する力）の向上に努め、会員が社会のデジタル化から取残されない取組みを推進します。

(5) 労働者派遣事業の推進

- ア 労働者派遣事業に取扱いを限定した高齢法第 39 条の特例措置（派遣事業の業務拡大に係る業種及び職種指定等）について、県知事指定が 5 月に見込まれるので最大限に活用するとともに、適正就業を念頭に置いた業務拡大に努めます。
- イ キャリア形成支援制度に基づく段階的かつ体系的な教育訓練等を実施し、派遣事業会員のキャリアアップを図り、派遣先事業所の期待に応えられる人材の育成と確保に努めます。

(6) 組織体制の整備と拡充

- ア 地域における会員活動の場である地域班の活性化を図り、身近な地域環境の中での会員拡大と就業機会の拡大につなげます。
- イ 技能職会員、特に剪定、大工、左官のできる会員の確保に努めるとともに、会員及び町民に対する育成事業（技能講習等）を実施し、会員確保と職群班の体制整備を図ります。

(7) SDGs の推進

人口減少、少子高齢化が進展している中で、誰もが、いくつになっても活躍できる社会の実現に向けて、地域の日常に密着した就業機会を提供することにより、高齢者の社会参加を促進し、生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献しているセンターの様々な取組みはSDGs（持続可能な開発目標）と深くつながるものがありますので、一人でも多くの高齢者に会員となっただき、センターの機能と役割を発揮することにより、持続可能な社会の実現を目指します。

(8) その他

- ア 全シ協、九シ協及び県シ連事業等について、役職員、各種委員会委員及び会員が積極的に参加し、情報収集と研鑽に努め、センターの管理運営、事業運営に活かします。
- イ 会員互助会を支援するとともに連携を図り、会員の親睦と交流による連帯感と絆をセンター事業に活かします。

3 法人管理運営

(1) 適正な法人運営と健全財政の確保

ア 公益法人は、運営、事業面において厳格な適正化が要求されており、これが信用と信頼につながります。

よって、シルバー事業の基本理念の下、公益法人としての法令及びコンプライアンス遵守の立場から、自己規律とともに高度の公共性・公益性の確保及び普遍性、中立性を堅持し、これを地域住民に広く公開しながら、社会的使命と役割を果たせるよう努めます。

イ センターの財源は、会員会費、事務費及び公的補助金に限られています。町補助金については、全額を国のシルバー事業補助金の裏負担とし同額の補助金を引き出すことで事業拡大を図り、最大限の活用と町の期待に添えるための管理運営に努めます。

(2) 定款及び規程に基づいた管理運営

当センターの管理運営及び事業執行に関して重要な案件等を審議・決定するため、下記のとおり会議を開催します。

会議名	開催回数
定時総会	年1回
理事会	年5回

会議名	開催回数
懲戒審査委員会	随時
理事及び監事候補者選考委員会	
安全適正就業推進委員会	
広報委員会	
独自業推進委員会	
地域班会	
設立20周年記念事業実行委員会	
その他必要と認める会議等	